

平成26年度 市町村議会議員研修（3日間コース）

『地方議員のための政策法務—政策実現のための
条例提案に向けて—』

研修報告書



研修日時 2014（平成26）年4月23日・24日・25日

研修場所 全国市町村国際文化研修所（JIAM）

主 催 財団法人 全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

報告者 高瀬 洋 東野 敏弘
坂部 武美 浅田 康子

講義内容

4月23日（水）

12時30分～13時

開講式

田中学長挨拶

- ・JIAMの歩みと果たしている役割について
- ・地方分権一括法施行後、自治体の政策立案が大変重要になっていること
- ・今回の研修の重要性について

事務局より

- ・日程説明・諸注意

13時～14時半

講義①

「地方議員と政策法務」

政策研究大学院大学 教授 井川 博

（内容）

1 地方議会と政策法務（条例制定）

(1) 重要視される自治体の法務

- ① 地方分権による条例制定権の拡大、
- ② 公正で透明な行政の執行、
- ③ 住民の異なる利害・意見の調整、
- ④ 自治体行政への住民参加

(2) 議会による政策法務

- ① 議会を巡る議論（地方議会の合理化と議会の機能に対する評価）
- ② 最近の議会制度改革
- ③ 地方議会の活性化—政策立案・監視機能の強化

2 条例制定の対象と限界

- (1) 憲法と条例—条例制定の対象と限界
- (2) 法律と条例の関係
- (3) 都道府県と市町村の条例、条例と規則

3 条例制定のポイント

- (1) 条例制定の必要性、目的の明確化
- (2) 条例で規定すべき内容（施策）の検討
- (3) 条例の法的妥当性、構成の検討
- (4) 法制執務—条例作成の留意点

4 条例制定と議会の役割

- (1) 条例の制定手続き
- (2) 条例の種類（タイプ）
- (3) 条例制定と議会の役割

14時45分～16時25分

講義②

「法制執務の基本—法令の形式・構成・表現」

(株)ぎょうせい 主任研究員 竹内 勉

(内容)

1 法令の形式

公布文・公布年月日・署名・条例番号・題名

目次・前文・章名・節名・条文見出し・条・項・号・号の細分・表

2 法令の構成

(1) 本則

① 総則的事項

② 目的規定と趣旨規定

③ 定義規定

④ その他の基本的または原則的事項

ア 基本的事項（実体的規定）

イ 雑則・補足的事項

ウ 罰則規定

(ア) 行政刑罰と秩序罰

(イ) 罪刑法定主義 —犯罪要件を明確に—

(ウ) 相対的法定主義

(エ) 罰則と連動する述語

(2) 附則

① 施行期日

② 旧条例の廃止

③ 経過措置

④ 他の条例の一部改正

⑤ 他の条例の一部改正を伴う経過措置

⑥ 有効期限に関する規定

(3) 別表

(4) 様式

3 法令の表現

(1) 主語・述語・接続詞

① 主体を明確に—主語を省略しない

② 述語

③ 接続詞—併合的接続詞と選択的接続詞、たすぎがけの「又は」「及び」
AND・ORの又は

(2) 句読点

① 句点（。）

② 読点（、）

4 法令用字・用語の使い方

(1) 法令用字

(2) 法令用語

16時40分～17時

演習導入

政策研究大学院大学 教授 井川 博

(内容)

1 「条例立案演習」の進め方

- (1) 日程
- (2) グループ別の討議・検討－議会基本条例と住民参加条例
- (3) 「発表資料」等の作成
- (4) 条例の発表、意見交換、講評

17時半～

参加者の夕食を兼ねた交流会

4月24日(木)

9時25分～12時

演習①

条例立案演習

政策研究大学院大学 教授 井川 博
東北大学大学院法学研究科 教授 宍戸 邦久

○事前アンケートを参考に参加者62名を11班(議会基本条例3班、住民参加条例4班、住民活動推進条例4班)に分けた班ごとによる演習を行う。

○演習の進め方

講師の指導のもと、演習テーマについて、班ごとに「条例立案演習」を行う。

以下の手順で、集団で議論を行い、パソコン等で資料を集め、発表資料作成までを一日かけて行う。

- 1 はじめに、簡単な自己紹介を行った後、座長、書記、発表者等の役割分担を決める
- 2 「条例大綱」
- 3 「条例文案」
- 4 「発表資料」
②③④の資料作成を行う。

13時～17時

演習②

条例立案演習

政策研究大学院大学 教授 井川 博
東北大学大学院法学研究科 教授 宍戸 邦久

○午前中に引き続き「条例立案演習」をグループごとに行い、「条例大綱」、「条例文案」、「発表資料」の資料作成を行う。

4月25日（金）

9時～12時

演習③

発表・意見交換・講評

政策研究大学院大学 教授 井川 博
東北大学大学院法学研究科 教授 宍戸 邦久

○11班が発表6分、質疑5分、講評4分の持ち時間で、順に発表していきました。

○最後に、宍戸教授から、条例を作る立場として、①住民を巻き込んで作成すること、②守られ、尊重される条例を作るために、実績8割試み2割を頭に入れておくようにとのアドバイスがありました。

井川教授からは、条例を作る上で大切なことは、①住民目線で作ること、②定義・規定を大切にすること、③上部の法律・条例と踏まえたものであることとのアドバイスがありました。

12時～12時10分

閉講式・事務連絡

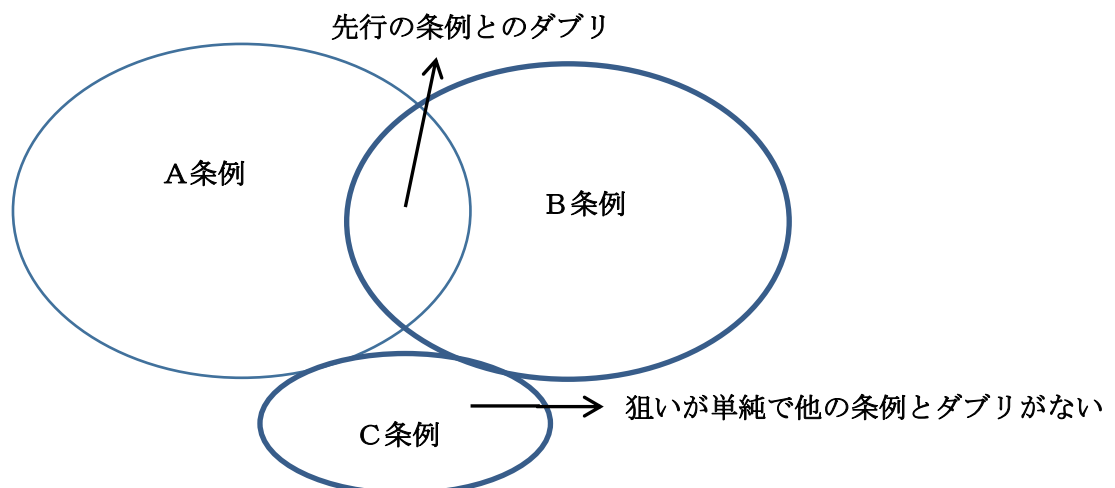
『地方議員のための政策法務

—政策実現のための条例提案に向けて—

に参加した所感

高瀬 洋

- 1 開催日：平成26年4月23日（水）～25日（金）
- 2 場所：全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎）
- 3 コース名：地方議員のための政策法務
～政策実現のための条例提案に向けて～
- 4 受講目的：
西脇市においては、「西脇市議会基本条例」（平成25年4月1日施行）と「西脇市の地域医療を守る条例」（平成24年4月1日施行）が施行されている。これらの条例が適正に運用されると共に、今後条例提案する場合のスキル向上のため受講した。
- 5 受講成果／所感
条例では、国の法令では規制していない領域について、その自治体の実情に応じて規制したりルールをつくったりできる。例えば、「西脇市の地域医療を守る条例」では、かかりつけ医を持つことや安易な夜間診療を控える等を条例で定めている。
この条例では違反しても罰則はないが、市民の理解を得て、医療関係者の限られた体制の中での市民の健康維持増進に成果が出ている。
この例から分かることは、条例がなくても市民の安全安心な生活が確保されるのが一番望ましいが、行政等が中心となり、ある程度の規制やルールを設けることで、市民の福祉向上や健康増進等を確保することも大切であるということである。
今回の教育では、条例提案をしたり、条例作成する場面でのスキル面は当然学習したが、市民の目線にたって、本当に必要な条例とはどんなものなのかをきちんと見極めることの大切さを理解できた。このためには日常の地域の方々とのコミュニケーションや情報の収集活動を励行することが必要である。規制やルールを設け、市民みんなで、これを守っていくことで共通的な問題解決に繋がるのであれば、解決手段のひとつとして、条例をつくるという対処方法もあるのだということが理解できた。
さて、今回の研修では、各自治体で施行されている条例のアンケート調査があった。これを見ると、西脇市で施行されているような議会基本条例の他に「議員政治倫理条例」「議会委員会条例」や「地酒で乾杯を推進する条例」「飼い犬の糞等の放置防止に関する条例」など様々な条例が全国的には施行されていることが分かった。これを見て思ったことは、狙いを絞った単純な条例が多いことである。



適用の範囲の広い条例は、市民に浸透すれば良いが形骸化したものになれば、その後の市政にとって足かせにもなりえる。先行の条例とのダブリや整合性等への配慮が生じるためだ。狙いが単純で他の条例とのダブリを意識する必要がなければアドオンで施行できる。全国的に狙いが単純な条例が多いのもそういう理由と思う。条例は、施行したらそれを遵守し地域の課題解決のため活かしていかないといけない。条例を起こすかぎりは、そういう決意で臨まないといけないという覚悟も必要である。

『地方議員のための政策法務

—政策実現のための条例提案に向けて—

に参加した所感

東野敏弘

4月23日～25日の3日間、大津市の全国市町村研修所へ市町村議会議員研修『地方議員のための政策法務—政策実現のための条例提案に向けて—』に参加してきました。西脇市議会から、新人議員4名（高瀬議員、坂部議員、浅田議員、私）が参加してきました。新人議員研修の一環でもあります。

研修テーマは、「地方議員のための政策法務—政策実現のための条例提案に向けて—」です。市議会議員就任時より政策提言ができる力量を身に付けたいと考えている私にとって、希望にピッタリの研修でした。

4月23日の講義①政策研究大学院大学の井川博教授の「地方議員と政策法務」では、何故、現在地方議会に政策法務（条例提案）が重要になってきているかについて、地方分権推進一括法の流れから説明がありました。今後の地方議会の最重要課題になるとも話されました。

さらに、条例制定のポイントについても説明がありました。

続いて行われた講義②（株）ぎょうせい・主任研究員の竹内勉氏による「法制執務の基本—法令の形式・構成・表現—」は、実践的な内容で、条例を制定する際に留意すべき事項について詳しく説明されました。

法令の形式、法令の構成、法令の表現についての説明でしたが、特に法令の表現では、接続詞の使い方や句読点など当たり前に使っていることについても重要な意味があることを知ることができました。まわ、市民にとって分かりやすい表現にすること、長い文章ではなく簡潔に段落を取ることも必要であることが理解できました。

4月24日は、参加者62名が11グループに分かれ、一日みっちり「条例立案演習」（実際に条例を作成する）を行いました。私のグループは、住民参加条例に関する条例の制定する班で、滋賀県甲賀市の田中議員、茨城県守谷市の青木議員、東京都江東区の高村議員、福井県敦賀市の前川議員と私の5名でした。

自己紹介を兼ねてそれぞれの問題意識を出し合いました。その結果、鯖江市の『市民主役条例』をヒントに、『市民が主役となる条例』を作ろうということになりました。青木議員が会の進行役を、田中議員が書記を、青木議員が質問者に、最も若い前川議

員が発表者に、私が座長にと役割が決め、全員で議論した後、個々で分担部分をまとめ書記に集約し、プリントアウトしたものを再度全員で議論をするというように進めました。その結果、私達の班が最も早く条例案を完成させることができました。

昨日初めてであったメンバーでしたが、旧知のような間柄になり、楽しく条例を作成することができました。

今回の研修で、全国から集まった議員の皆さんと交流することができたように思います。

4月25日は、昨日の演習で作成した条例案の発表でした。

11班が発表6分、質疑5分、講評4分の持ち時間で、順に発表していきました。私達の班は、3番目でしたが、前川議員が準備してくれたパワーポイントを使い、分かりやすく提案できたように思います。

議員の発表ですから、パフォーマンスもあり、特徴ある発表をそれぞれの班がしていました。

最後に、宍戸教授から、条例を作る立場として、①住民を巻き込んで作成すること、②守られ、尊重される条例を作るために、実績8割試み2割を頭に入れておくようにとのアドバイスがありました。

井川教授からは、条例を作る上で大切なことは、①住民目線で作ること、②定義・規定を大切にすること、③上部の法律・条例と踏まえたものであることとのアドバイスがありました。

3日間、私にとって大変有意義な研修でした。そして、全国からの議員の仲間の方々と交流できました。今後も、こうした研修に積極的に参加したいと願っています。

参考例—私たち5班が作った条例『検討市市民が主役となる条例』

【条例大綱】

検討市 市民が主役となる条例

(目的)

この条例は、市民一人ひとりが真に検討市に住んでよかったと実感できるまちづくりを進めることを目指し、将来の市を担う青少年の意見や、経験豊富なシルバー世代の知恵を市政に活かし、市政及び地域社会の活性化を図ることを目的とします。

(基本理念)

- (1) 市民は、地域を愛し、持続的に豊かなまちづくりを進めるとともに、地域の発展に努めます。
- (2) 市は、市民の声を尊重し、地域の為に汗を流してる人や団体の活動を支援します。
- (3) 市は、将来を担う青少年の意見や経験豊富な世代の知恵を市政に活かし、次世代に引き継いでいきます。
- (4) 市は、市民が市政に参加しているという「実感」を得られるよう努めます。

(定義)

この条例において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 「市民」とは、市内に住所を有する者、在勤又は在学する個人をいいます。
- (2) 「市民参加」とは、行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民がさまざまな形で参加することです。

(市の責務)

市民が主役とする公益活動への市民参加を推進するため、

(1) 市は、市が行う施策について次世代を担う青少年達が理解できるように分かりやすい説明をしなければなりません。

(2) 市は、政策決定前での情報発信をするとともに情報公開をしなければなりません。

(3) 市は、市民が提案する事業に対して積極的に取り組むように努めなければなりません。

(市民の責務)

(1) 市民は、自らが市政に対して関心を持つとともに、責任と自覚を持つよう努めなければなりません。

(2) 市民は、自らが市政の主権者であることを自覚し、積極的に企画・参加しなければなりません。

検討市 市民が主役となる条例

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが真に検討市に住んでよかったと実感できるまちづくりを進めることを目指し、将来の市を担う青少年の意見や経験豊富なシルバー世代の知恵を市政に活かし、市政及び地域社会の活性化を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 「市民」とは、市内に住所を有する者、在勤又は在学する個人をいいます。

(2) 「市民参加」とは、行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民がさまざまな形で参加することをいいます。

(市の責務)

第3条 市は、市民が主役とする公益活動への市民参加を推進しなければなりません。

2 市は、市が行う施策について次世代を担う青少年達が理解できるように分かりやすい説明をしなければなりません。

3 市は、政策決定前での情報発信をするとともに情報公開をしなければなりません。

4 市は、市民が提案する事業に対して積極的に取り組むように努めなければなりません。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが市政に対して関心を持つとともに、責任と自覚を持つよう努めなければなりません。

2 市民は、自らが市政の主権者であることを自覚し、積極的に企画・参加しなければなりません。

(市民参加の方法)

第5条 市がおこなう様々な施策を展開する市民参加の方法は次のとおりとします。

(1) 市は全ての市民に、市民参加の機会を保障し、政策形成のできるだけ早い段階から SNS 等を用いての情報発信や出前講座等での市民との話し合いを行い政策を形成していきます。

(2) 市は、市民参加が行われやすいように、現在及び将来にわたる課題や、税金の使い方、使われ方等について市民に分かりやすく公開します。

(住民投票の実施)

第6条 市政の重要事項については、住民投票を行うものとします。

2 住民投票は別の条例に定めるところにより、市民若しくは議会の請求又は市長の提案に基づき実施されるものとします。

発表資料

1 背景

(1) 検討市においても少子高齢化が進み、人口減少の波が押し寄せ、地域コミュニティの崩壊もおこっている。

(2) 市民の市政への関心も薄く、市行政が取り組んでいる行事等への参加が年々少なくなっている。パブリックコメントもほとんどない。

(3) 特に、若者の意見が市政に反映できるシステムが無く、子育て世代が検討市から離れている現状がある。

2 必要性

(1) 市民一人ひとりが、真に検討市に住んでよかったと実感できる施策展開を進める事が早急に求められている。

(2) 将来の市を担う青少年の意見や経験豊富なシルバー世代の知恵を市政に活かすことが大切である。

(3) 市民の様々な意見、要望を行政の施策に反映させ市政及び地域社会の活性化を図る。

3 具体的な施策

○JK課を設置し、女性高校生のアイデア提言を市政に反映させることと、行政の仕事を知ってもらう。

○1日市長体験を実施し、市長の仕事や行政に対し理解を深めてもらう。

○防災無線のアナウンスを録音からアナウンサーに変え、市民が自ら市全体にアナウンスする。

○将来にわたる公共施設の更新費用を公共施設白書を作成し市民へ公開する。

○政策の形成段階で市民参加を呼び掛けるため SNS の活用、出前講座での市民との話し合いをしながら政策を形成していく。

○わかりやすい税金の使い方、使われ方を公表し、自分の納めた税金が何に使われたのか知ってもらう。

○バス停、電柱、ベンチオーナー制度を活用し、市民と市の財産を共有する。

4 条例としての特徴・工夫

近年、急速に普及している SNS を活用し、市政に市民参加を求めている点も特徴である。

近年、若年層を中心に政治離れ地域離れが進んでいくなかで、市民が主役であるという「実感」をしてもらえるような条例とした。

今後、将来人口減少社会を見据え、将来にわたる公共施設の更新問題など、将来にわたる施策の課題についても条文に入れたのが特徴である。

施行時期 平成27年4月1日

制定時期 平成26年9月議会に提案予定

『地方議員のための政策法務

—政策実現のための条例提案に向けて—

に参加した所感

浅田 康子

1 日目、開講式

午前中に受付をし、昼食後、開講式・オリエンテーションがあり、3時限、政策研究大学院大学の井川 教授から「地方議員と政策法務」について講義を受けました。

自治体の条例制定の重要性と、憲法や地方自治の解説を受けながら学びました。例として 奈良県ため池条例や千代田区のゴミのポイ捨て取り締まり条例などがあり、

条例によって市民の意識が変わってきた、とのお話でした。また、義務違反に対し、科せられる罰が行政罰と秩序罰（過料）があります。

4 時限、(株)ぎょうせい 主任研究員の竹内先生からは、「法制執務の基本」についての講義を受けました。

法令の形式・法令の構成・法令の表現について詳しく説明がありました。法令の形式では、条・項・号の書き方、ただし書き・前段・後段・附則の書き方を、また、法令の表現では、主語を省略しないこと・述語の使い方・接続詞の使い方・句読点の使い方、そして、法令用語など専門的な内容でした。

3・4時限とも基本から策定にいたるまでの大切な内容の講義でした。

5時限、24日の演習導入の説明が井川教授からありました。

以上で第1日目が修了

最初から聞きなれない専門用語が多くて、どうなることかと思いましたが、すぐに、これはおもしろい、と興味がわきました。

2日目 朝9時から夜8時まで「条例立案演習」

私は、1班、メンバーは、茨城県・愛知県・滋賀県・兵庫県西宮市・高知県そして私の6名です。架空の市を想定し議会基本条例を作成しました。市の名前は1班市・人口10万と決め、条例の前文からみんなで話しあって進めていきました。

第1章 総則、第2章 議会及び議員の活動原則、第3章 市民と議会の関係、第4章 市長等と議会の関係、第5章 議会改革等に決め細かく条を作成していきました。メンバーの6名がそれぞれ活発な意見を出し、ぶつかりあったり大笑いをしたりしながら時間内に仕上げる事が出来ました。はじめて顔あわせたとは思えないほど親しくなっていました。

経験豊かな議員さんも多くて、勉強会以外のことも、いろいろと教えていただきました。全国の議員さんと知り合えたことが大きな収穫です

3日目 「演習」

昨日、作成した条例を発表者が発表する、他の班の人たちが質問をするという形です。11班に分かれて条例を作成しました。私たち、1班は議会基本条例を作りました。愛知県の加藤議員が発表者として、真面目にときには笑いを誘う楽しい条例の発表となりました。私は、司会者として次の班の紹介や進行をしました。議員同士の中で良い経験ができました。

それぞれの班が特徴のある条例を提案され作成されていました。

最後にお二人の先生から条例を作る際の心得をお話いただきました。

宍戸教授 ①住民を巻き込むこと ②実績8割、試み2割で役立つ条例を作ること。

井川教授 ①住民目線で作ること ②定義を良く考えること ③全体の条例を踏まえながら新しい条例を作ること。

実り多い3日間でした

雑 感

行き帰りも、好天気にも恵まれ最高のドライブ気分。

23日朝、市役所を出発し、2時間足らずで大津市の研究所に着く。

大きくてきれいなセンターです。不安で一杯でしたが、参加されている方が同じ立場の方たちなので声をかけていただいたり、名刺の交換をしたりと和やかなスタートとなりました。部屋は一人部屋、快適！

62名の参加者と共に勉強でき一緒に過ごせた3日間は、私にとって良い経験になりました。

条例について学んだことが今後、役にたつようにしていきたいと思います。なにより、たくさんの方と知り合えてよかった。

『地方議員のための政策法務 —政策実現のための条例提案に向けて— に参加した所感

坂 部 武 美

下記の日程で行われた議員研修に参加してきましたので報告します。

1 開催日

平成26年4月23日(水)～25日(金)

2 場 所

全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎）

3 コース名

地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～

4 受講目的

議員提案による条例制定の基本を学ぶべく、2泊3日の政策法務研修に参加する。

5 所感

既に西脇市においては、平成24年4月1日に「西脇市の地域医療を守る条例」が、平成25年4月1日に「西脇市議会基本条例」が議員提案によって施行されているが、今後、例えば、災害時における西脇市議会としての役割を示す「西脇市議会における災害発生時の活動要綱」といった議員提案による規程や条例が必要となると考えられることから、条例制定に向けての基本を学ぶべく政策法務研修に参加した。

(1) 1日目/講義

① 「地方議員と政策法務」(政策研究大学院大学・井川博教授)

地方分権の推進により、地方自治体の条例制定権が拡大したこと、自治体行政への住民参加(協働)の領域が拡充したこと、住民要求が増加していること、議会においても地方議会の活性化を目指す議会制度改革に伴い、議会提出案件が必要となっていることなどが背景としてある。

ちなみに、議会基本条例は、北海道栗山町で平成18年に制定後、現在、1741市町村中、507市町村で制定されている。

憲法と条例の関係においては、法律に違反しない限りでの制定、県条例の優先など、上位法令との関係を踏まえること。条例制定のポイントとしては、な

ぜ条例を制定する必要があるのかの条例制定の必要性、何を目標しているかの目的の明確化が重要であること。規定すべき内容の検討では、何をどこまで規定するのか、条例執行に伴うコストの検討、実効性の確保などを。条例制定と議会の役割では、首長からの提出条例のチェック、基本ルールを踏まえ、議員立法においては、長及び予算との関係が重要であり、予算上の措置が的確に講じられる見込みがなければ条例を提出できない(自治法 222条)ことの趣旨を尊重すべきである等の指摘を受けた。

また、条例制定の体制づくりとして、当然のことではあるが議員の能力開発、議会事務局の強化等、議会そのものの活性化が必要であると言われ、西脇市議会に置き換えてみれば、今後、どこまで踏み込んで条例制定を進めるべきであるかを考えなければならぬと感じた。

② 「法制執務の基本—法令の形式・構成・表現—」(株)ぎょうせい主任研究員・竹内勉氏)

条例を制定するための条、項、号といった基本的な形式から法令の構成、主語、述語、接続詞、句読点といった法令の表現方法の基本の基本を学ぶ。

しかし、わずか数時間で基本を理解するのは無理だと思う。

私も職員時代に何件かの条例を作成したことがあるが、1日や2日でできるものではなく、そう簡単ではない。市の例規集をどれだけ見ているか、いかに読み解けるかにも関わるが、文章の書き方、法的根拠等、市の法律として提出する以上、一字一句その意味、根拠を明確にし、完璧でなければならないので、今回の研修は、正直、新人では少し難しかったのではないかと感じた。

しかしながら、条例の持つ意義、条例とはこういった方法で作成するのだということだけでも理解できたことは、今後に活かされると思っている。

(2) 2日目／条例の立案

2日目は、参加者62名が議会基本条例、市民参加条例、市民活動条例の3部会11班に分かれて条例の立案を行う。

私の班は、小平市、豊田市、碧南市、東浦町の議員と私の5名で、住民参画条例案を立案した。

なぜ、参加ではなく参画か、目的、言葉の意味・定義(市民、市民参画等の定義)、市民・市の役割(責任と自覚等)、参画の対象(基本構想、条例、予算等)、参画の方法(まちづくり市民会議、公聴会、審議会等、パブリック・コメント、住民投票)、それを担保する推進会議の設置、実施状況の公表を条文として組み立てた。

特に、予算策定段階での参画については、議論を重ね、行政側が作成する予算を削除したり追加したりするものではなく、ハブコメ等で意見を聞くことも参画と捉え、実質的にはなかなか難しいが、後は予算においても市民参画は必要であるとの結論から1項目とした。

私以外は3期、4期といったベテラン議員ばかりだったので、時間の制約上、十分な条例とはならなかったがポイントは抑えられたと思っている。

また、5名がそれぞれ、座長、書記、発表、司会、質問と役割を分担し、私は質問役となり、明日の各班からの発表を聞いて質問することになるが、各班の条例は明日の朝にならないと出ないため、質問事項を事前にチェックできないのが少し心配であった。

気が付けば、我が班が一番遅くまで残って条例を仕上げた。何が重要なのか、押さえる点は何なのかを各自活発な議論ができたので、まずまずの仕上がりになったと思っている。

(3) 3日目／発表と質問

11班が昨日作成した条例案を発表。皆さんベテランなので、発表もさすがに上手い。選挙演説で慣れているのでしょうか。中には、パワーポイントを使って発表する班もあり、短時間で仕上げたことに感心するとともに、パワーポイントを勉強しなければついていけないことを痛感する。

私たちの4班は、豊田市議が発表、小平市議が補足した。質問はやはり予算について「市民が予算について関わることができるのか」であった。北広島市の例を挙げて、予算案の作成から決定まで、時間がない中でもホームページ等でできるだけ市民の意見を聞く場を持つと答えた。予算案に対して市民の意見を聞く場を持つことは新しい試みであり、検討に値すると思えた。

発表6分、質問4分しかないので、深く掘り下げて質問することはできなかったが、私は、9班の地域活動推進条例案の中に、「市民活動団体に対し、財政的支援をする」とあることについて、「活動団体だからと言って何でもかんでも支援すべきではないと考えている。どういった活動に対して支援しようか内容を議論されたのか」と質問。「具体的なことまでは議論していないが、公益的な活動を対象とした」との答えでした。

私は、支援は必要と思うが、地域課題の解決やまちづくり活動につながるものには必要であるが、単なる自分たちだけのグループ活動には必要ないと考えている。

西脇市で言えば、現在実施している地区まちづくり協議会、風の活動、土の活動への補助が支援の対象とすべきであると考えます。

もう1点、質問することができたのは、11班の市民活動推進条例に、協働事業の実施において、行政提案型を含んでいたため、「行政から提案された課題を実施するとなれば、どうしても「やらされている感」が抜けないが」と質問した。「行政から、こんなことをされたらどうですかと投げかけるのも必要である」との答えだったが、市民はこれだけ、行政はこれだけと分けるのが協働ではないと思っている。まちづくりを担当してきた経験から、まずは行政が見本を示し、行動し、市民に理解していただいた上で実践していただくことをしないと、簡単には進まないことも実感している。

何はともあれ、条例立案に際し、何が重要か、市民目線で、言葉の意味等の定義、法令を読み解く力、制定には住民を巻き込む、尊重される条例、実績8割試み2割、上位条例との関係、条例を制定する際の形式、条立て、又、若しくはなどの使い方、表現方法の留意点などを学ぶことができ、私にとっては意義のある研修となった。

また、全国から参加している議員から苦労話も聞くことができ、交流を持てたことは大きな収穫となった。